

# 被災住宅復旧支援事業補助金 (市単独)

鹿沼市 都市建設部 建築課 住宅係 (☎ 63-2217)

自然災害により住宅が被害を受けた場合に、その復旧工事に係る経費の一部を助成することにより、市民の生活再建に寄与することを目的としています。

## 1 補助対象者

- ・被災日以前から、「被災住宅の所在地に住所を有する」もの
- ・自然災害により住宅が被災し、「住宅の復旧工事を行った」もの
- ・鹿沼市の「市税に滞納がない」もの（所有者及び居住者全員）
- ・同一工事において、「住宅応急修理その他の住宅改修の補助金等を受けていない」もの
- ・被災住宅の所有者またはその親族で当該住宅に居住するもの



## 2 補助額

復旧工事費の3分の1以内で交付します。ただし、下表の区分に応じ上限額があります。

「床下」への浸水・土砂流入	2万円
「床上」への浸水・土砂流入または同程度の被害（ 1 ）	10万円
突風・大地震・豪雪による被害（ 2 ）	10万円
過去5年度以内に（ 1 ）又は（ 2 ）に該当する被害を受けて、補助金の交付を受けていた場合	20万円

## 3 対象工事

被災住宅の復旧工事（居住に要する部分に限る）で、工事が完了したもの

申請期限：被災原因となった災害が発生した日から1年以内

## 4 申請に必要な書類

- (1) 「補助金等交付申請書」、「補助金等交付請求書」
- (2) 住宅の「位置図」および「平面図（立面図）」
- (3) 市の発行する「り災証明書」
- (4) 復旧工事を行った箇所の「施工前、施工後の写真」
- (5) 復旧工事施行業者の「見積書」、「請求書」および「領収書」の写し
- (6) 居住者全員（世帯分離をしている場合はその全員）の「住民票の写し」
- (7) 被災住宅の「固定資産税課税明細書」の写しまたは「名寄帳の写し」

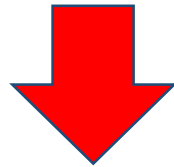
# 被災住宅復旧支援事業補助金 (市単独)

鹿沼市 都市建設部 建築課 住宅係 (☎ 63-2217)

- (8) 所有者、居住者全員の「市提出用納税証明書」または非課税証明書(同意書)等
- (9) 所有者が被災住宅に居住していない場合は、所有者の復旧工事に対する同意書

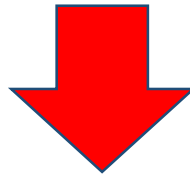
## 5 手続きの流れ

相談 まずは、お問い合わせください。



工事契約・着工・完了 床下等の施工完了後に写真撮影が困難な箇所

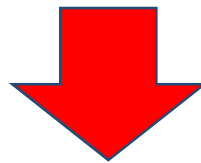
は、施工中の写真を撮ってください。



申請 必要書類を 市役所新館4階 建築課住宅係(40番窓口)へ提出。



交付決定 審査後、「交付決定通知書」を送付します。



振込 請求書に基づき、指定口座へ補助金を振り込みます。

注意点 リ災証明書の発行前に復旧工事を行った場合、リ災証明書が発行されない可能性があるご注意ください。

お問い合わせ先

鹿沼市役所 都市建設部 建築課 住宅係 (新館4階)